(令和2年分)

# 収 支 報 告 書



	政治団体の区分				
	□政 党 の 支 部	□政 治 資 金 規 正 法 □第 18 条 の 2 第 1 項 の規定による政治団体			
	□政 治 資 金 団 体	囚その他の政治団体			
(ふりがな) よしかわたけるこうえんかい		□その他の政治団体の支部			
1 政治団体の名称 吉川たける後援会	活動区域	の区分			
	□2以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内			
2 主たる事務所の所在地 富士市伝法114-9 303号	資金管理団体の指定の有無	国会議員関係政治団体の区分			
	口有	力政治資金規正法第19条の 7 第 1 項 第 1 号 に 係 ス			
3 代表者の氏名 吉川 赳		7第1項第1号に係る 国会議員関係政治団体 図が資金規正法第19条の 7第1項第2号に係る 国会議員関係政治団体			
		国会議員関係政治団体			
4 会計責任者の氏名 大塚 謙一	公職の種類	公職の候補者 の 氏 名吉川 赳			
	資金管理団体 の届出をした 者 の 氏 名	衆議院小選挙区 公職の種類			
·					
		国会議員関係政治団体			
事務担当者の氏名 大塚 謙一	資金管理団体の指定の期間	国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間			
0544-23-0656	平成 年 月 日から	平成 年 月 日から			
	平成 年 月 日まで	平成 年 月 日まで			

収 支 の 状 況

## 1 収支の総括表

	-1		.A.A.		plant.	十億 百万 千	円
収	人		総		額		0
	年か						0
(本			入				0
支	出		総		額		0
翌 4	手 ~	の	繰	越	額		0

## 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の	負担する党費又は	会費					
金	額			十億	百万	千	円
員	数						入

(2) 寄 附					
ア 寄附(イを除く。)の区分	金	額		備	考
(ア)個人からの寄附		十億 百万 千 円	}		
(うち特定寄附) (内書)					
(イ) 法人その他の団体からの寄附		0			
(ウ)政治団体からの寄附		0			
小計 (ア)+(イ)+(ウ)= ア		0			
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)(内書)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
イ 政 党 匿 名 寄 附					
合計 (ア+イ)	100000000000000000000000000000000000000	0		. * ***	

## 資産等の状況

## 1 資産等の総括表

資産等の有無								
	資産等の項目別区分	有	無	備	考			
ア	土 地		V					
イ	建物		<b>V</b>					
ウ	建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権		<b>[</b> ]					
H	取得の価額が100万円を超える動産		V					
才	預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)		<b></b>					
カ	金 銭 信 託		<b></b> ✓					
キ	有		V					
ク	出資による権利		<b>\( \sqrt{1} \)</b>					
ケ	貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金		<b></b> ✓					
コ	支払われた金額が100万円を超える敷金		V					
サ	取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利		<u>N</u>					
シ	借入先ごとの残高が100万円を超える借入金		<u>V</u>					

※有無について口して下さい。

添付書類(別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書(政党本部及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和3年5月26日

政治団体の名称: 吉川たける後援会

会計責任者の氏名 : 大塚 謙一



(解散届と併せて提出する時のみ記入)

(代表者の氏名:

- ※ 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名の場合は必ず会計責任者本人が自署すること。
- ※ 解散届と併せて提出する収支報告書の場合は、「代表者の氏名」も記名押印又は署名することとし、署名の場合は

### 政治資金監查報告書

令和3年5月25日

吉川たける後援会 代表 吉川 赳 殿

#### 1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、吉川たける後援会の令和2年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。) に基づき行った。
- (3)私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は 徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴 し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監 査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
  - (4) この政治資金監査は、吉川たける後援会の主たる事務所(静岡県富士市伝法114-9) において行った。

#### 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。 なお、政治資金監査の対象期間においては、吉川たける後援会に係る支出はなく、明細書、領 収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書 は存在しなかった。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係 政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会 計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

#### 3 業務制限

吉川たける後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。また、吉川たける後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上